

韓国の教員養成課程の大学生における しつけと虐待に関する認識

李 璟媛 ・ 呉 貞玉* ・ 森田 美佐**

本研究では、韓国の教員養成課程の大学生におけるしつけと虐待に関する認識を明らかにするとともに、しつけと虐待に関する認識は、子どもの頃の経験、虐待に関連する教育を受けた経験や知識の有無等と関連するかを探ることを目的とし、2013年に韓国の大学5校の協力を得て質問紙調査を行い分析した。分析の結果、本稿で設定した23行為のうち、7割以上の大学生が「しつけとして行ってよい」と認識した行為は、大声で叱ると手をたたくの2行為、7割以上が「虐待になる」と認識した行為は、やけどを負わせる、一室に閉じ込めるなどの16行為であること、大学生の多くは、しつけに伴う体罰を容認しながらも、その行為が子どもの心や体を傷つける場合は虐待になると考えており、子どもの頃、親から受けた経験がある行為をしつけとして容認する傾向があることが明らかになった。また、虐待に関する情報に接したり、大学で講義を受けた経験のある学生は、経験のない学生に比べて、虐待に関する認識が高い傾向がみられ、虐待に関連する教育の必要性を確認することができた。

Keywords：しつけ、虐待、教員養成課程の大学生、韓国

1. はじめに

本研究では、韓国の教員養成課程の大学生におけるしつけと虐待に関する認識を明らかにするとともに、しつけと虐待に関する認識は、子どもの頃の経験、虐待に関連する教育を受けた経験・知識の有無等と関連するかを探ることを目的として、質問紙調査を実施、分析した。

はじめに韓国における児童虐待防止対策に関連する法制度について概略しよう。韓国では、1961年に制定された「児童福利法」において児童虐待を禁止する内容が明文化された。同法は、「児童が保護者から遺失、遺棄、または離脱した場合、保護者が児童を養育することが不適切である場合や養育することができない場合などにおいて、児童が健全で幸せに育成できるようにその福利を保証することを目的」としており、第15条には、児童に対する11の「禁止事項」が設けられ、その1つとして「10.自分の

保護、または監督を受ける児童を虐待する行為」が規定されている。

「児童福利法」は、1981年に「児童福祉法」と名称が変更され、2000年には、内容も全面的に改定された（改正2000.1.12, 施行7.13）。同法第2条には次のように用語の定義が行われている。「1. “児童”とは、18未満の者を指す。2. “保護を必要とする児童”とは、保護者がいない、または保護者から離脱した児童、または保護者が児童を虐待する場合など、その保護者が児童を養育するのに不相当であったり、養育能力のない場合の児童を指す。3. “保護者”とは、親権者、後見人、児童を保護・養育したり、その義務のある業務・雇用との関係によって事実上児童を保護・監督する者を指す。4. “児童虐待”とは、保護者を含む成人により児童の健康、福祉を害したり、正常の発達を阻害させる身体的、精神的、性的暴力、または苛酷行為及び児童の保護

岡山大学学術研究院教育学域 700 - 8530 岡山市北区津島中3 - 1 - 1

* (韓国) 昌原文星大学校

** 高知大学

The Recognition of Discipline and Abuse in University Students of the Faculty of Education in Korea

Kyoung Won LEE, Jeong Ok OH*, and Misa MORITA**

Faculty of Education, Okayama University, 3-1-1 Tsumishima-naka, Kita-ku, Okayama 700-8530

*(Korea) Department of Welfare, Changwon moonsung University

**Faculty of Education, Kochi University

者によって行われる遺棄と放任を指す」などである(5, 6は省略)。特に, 第26条には, 児童虐待を知った際の対応について, 一般の人々は申告することができること(「非申告義務者」)⁽¹⁾, 子どもと関連する職に務める人々は申告する義務があること(「申告義務者」)が定められ, 児童虐待防止のために法制度を整備している。

さらに, 2014年には, 「児童虐待犯罪の処罰等に関する特例法」(以下「児童虐待処罰法」と称する)(制定2014.1.2, 施行9.29)が制定された。同法第1条には, 「児童虐待犯罪の処罰及びその手続きに関する特例と被害児童に対する保護手続き及び児童虐待行為者に対する保護処分を規定することで, 児童を保護し児童が健康な社会構成員として成長できることを目的とする」, 第2条(定義)の3項には, 「「児童虐待」とは, 『児童福祉法』第3条7項に基づく児童虐待を指す」と明記されている。同時に, 「児童福祉法」(改正2014.1.28, 施行11.19)の改正も行われた。その後も, 累次の法改正が行われ, 制度的な充実を図ってきている⁽²⁾。

このように韓国において近年児童虐待防止に関連する法制度が整備されており, 虐待を未然に防ぐための予防や, 虐待の状況を深刻化させないための早期発見, さらに保護者における児童虐待を防止するための支援などを示すさまざまな対策が講じられている。

しかし, 一方では, 表1に示すように児童虐待申告件数は, 年々増えている。2000年の「児童福祉法」の改正後, 2001年度に全国の児童保護専門機関等に寄せられた児童虐待事例申告件数は, 2,606件であったが, 2021年度には, 52,083件が報告され, 公表以来最多の件数を記録した(保健福祉部, 2022)。

特に, 本研究と関連する「申告義務者」のなかでの小・中・高等学校の教職員からの申告件数をみると, 2001年には134件(5.1%)で, 児童と多くの時間を共に過ごしている教職員からの申告が非常に少なかったことが指摘されていた(保健福祉部・中央児童保護専門機関, 2002:6-7)が, 2021年には6,065件(11.6%)と増えており, 「申告義務者」の23,372件のうち, 約3割弱が教職員による申告である(保健福祉部, 2022:58-60)。これらのことを踏まえると, 児童虐待の早期発見, 予防における教職員の責務は, 今後ますます問われると思われる⁽³⁾。

韓国における児童虐待の現状や児童虐待処罰に関連する法制度, さらに児童虐待申告義務者教育の重要性を踏まえ, 本研究では, 将来教員になることを目指し, 教員養成課程で教育を受けている大学生に注目し, しつけと虐待の認識を明らかにすることを

目的としている。具体的には, 大学生は, 子どものしつけと虐待についてどのように認識しているのか, 子ども虐待に関連する知識の有無, 程度はどうか, 「しつけと虐待」の認識は, 児童虐待に関する情報に接した経験や講義を受けた経験などと関連があるかどうか, さらに, 生育過程において親から受けた「しつけ・虐待」の経験の有無は, 大学生の「しつけと虐待」の認識と関連があるかどうかを分析する。

本研究で, 教員養成課程の大学生を調査対象にした理由は, 彼らは将来申告義務者である教職員になる可能性が非常に高く, 教職員は児童虐待を早期発見できる位置にあるとともに, 申告義務を含め的確に対応しなければならない位置にあるからである。さらに, 虐待を受けている, または受けていることが疑われる児童を発見するのは, 教職員の経歴とは相関しないことなどの理由から, 教員になる前の段階において正しい知識と認識を持つことが, 非常に重要であると考えたからである。

表1 韓国における児童虐待申告件数と経路の推移
(単位: 件数 (%))

年度	全体	申告義務者	非申告義務者
2001	2,606 (100.0)	686 (26.3)	1,920 (73.7)
2002	2,946 (100.0)	838 (28.4)	2,108 (71.6)
2003	3,536 (100.0)	1,030 (29.1)	2,506 (70.9)
2004	4,880 (100.0)	1,361 (27.9)	3,519 (72.1)
2005	5,761 (100.0)	1,607 (27.9)	4,154 (72.1)
2006	6,452 (100.0)	2,012 (31.2)	4,440 (68.8)
2007	7,083 (100.0)	2,284 (32.2)	4,799 (67.8)
2008	7,219 (100.0)	2,389 (33.1)	4,830 (66.9)
2009	7,354 (100.0)	2,339 (31.8)	5,015 (68.2)
2010	7,406 (100.0)	2,290 (30.9)	5,116 (69.1)
2011	8,325 (100.0)	2,704 (32.5)	5,621 (67.5)
2012	8,979 (100.0)	3,316 (36.9)	5,663 (63.1)
2013	10,857 (100.0)	3,706 (34.1)	7,151 (65.9)
2014	15,025 (100.0)	4,358 (29.0)	10,667 (71.0)
2015	16,651 (100.0)	4,900 (29.4)	11,751 (70.6)
2016	25,878 (100.0)	8,288 (32.0)	17,590 (68.0)
2017	30,923 (100.0)	8,830 (28.6)	22,093 (71.4)
2018	33,532 (100.0)	9,150 (27.3)	24,381 (72.7)
2019	38,380 (100.0)	8,836 (23.0)	29,544 (77.0)
2020	38,929 (100.0)	10,973 (28.2)	27,956 (71.8)
2021	52,083 (100.0)	23,372 (44.9)	28,711 (55.1)

注: 児童保護専門機関等に寄せられる児童虐待申告内容は, 児童虐待事例申告と一般相談申告に分離される。表1には, 児童虐待事例件数を示している。一般申告件数は, 2001年は1,527件(36.9%), 2021年は, 1,077件(2.0%)である。

出典: 保健福祉部・1391中央児童虐待予防センター, 2002/保健福祉部・中央児童保護専門機関, 2012・2018/保健福祉部, 2022。

2. 先行研究の検討

ここでは、主に、法律に定められている申告義務者である保育士や保育職員、幼稚園教諭、小中高校の教員を対象とした研究に注目し、検討した。その結果、研究内容は、児童虐待に関する知識と認識、申告に対する態度などが多いことがわかった。

例えば、国公立や民間の保育所（オリニジップ）で務めている284人の保育教諭を調査対象とした **이재연**（イ, ジェヨン）らの研究では、虐待行為に対する認識が低い現状や被虐待児童発見時の申告の度合いの低さを指摘している。同研究では、最近1年以内に被虐待児童を発見した経験のある保育教諭は56人（19.7%）で、そのうち、児童虐待申告センターや警察等に申告した人は3人に過ぎず、発見したほとんどの人が申告していないことが明らかになっている。申告しなかった理由として、虐待が深刻でなかったから（74.1%）、家庭の問題なので深入りできなかったから（16.7%）、申告制度及び申告センターがよくわからなかったから（5.5%）、どうすればいいかわからなかったから（3.7%）、などである。**이**らは、本調査が「児童福祉法」の「申告義務者」規定施行前の2000年3月に実施されたことを勘案しても、「申告義務者」に対する認識度も非常に低かったことなどから、教育の必要性を強調している（**이재연・김지윤**, 2002）。

「申告義務者」規定施行後行われた、保育教諭を対象とした **김소연**（キム, ソヨン）らの研究では、保育教諭の3割の人は被児童虐待児を発見した経験があり、5割弱の人は疑った経験があると答えていたが、実際に申告した経験のある人は1%にも満たず、さらに、本人が従事している職群が申告義務者であることを知らない人が5割、虐待事例を発見しても申告しないと答えた人が7割強、申告先を知らない人が9割に至っていることから、児童と長時間接する保育教諭の知識不足と申告態度が児童虐待の早期発見や初期対応に否定的な影響を与えていることを指摘している（**김소연・윤혜미**, 2003）。

정채옥（ジョン, チェオク）の研究では、保育教諭は、身体的虐待についての認識は高いが、ネグレクトに関する認識は低いこと、半数以上の方が申告先を知らず、被虐待児童を発見した際2割に近い人が、知らないふりをしたと回答したこと、一方、ほとんどの人が申告の必要性を感じていたことを明らかにしている。特に、同研究では、身体的虐待についても、叩かれて子どもが気を失う場合や凶器やタバコの火などで脅したり、傷つけたりする状況については非常にゆゆしき状況として認識しながらも、愛のムチと称されるフェチヨリ（木の棒）を用いた体罰につ

いては、虐待としてそれほど深刻に認識しなかったことが明らかになっている。**정**は、それは、韓国社会に蔓延している伝統的訓育方法に基づく影響と思われると指摘し、児童虐待の定義が文化社会的背景を考慮してなされることには理解を示しつつも、正しい認識を身につけるためにも教育が必要であると指摘している（**정채옥**, 2002）。

허남순（ホォ, ナムスン）は、教員、社会福祉士など申告義務者のうち、被虐待が疑われる児童を発見した経験がある人を対象に分析した結果、3割強の人が申告しており、虐待の状態が深刻であると確信した場合も2割以上の方が申告しなかった現状から、申告義務者たちの無関心や知識不足によって、被虐待児童の多くが放置されていることを指摘している。児童虐待を申告した人は、申告しなかった人に比べ、児童虐待に対する認識、申告の知識が高く、児童虐待関連の教育や研修を受けていたことを踏まえ、虐待関連教育の必要性と重要性を指摘している。一方、申告をしたことでみられる影響として、児童虐待が減少するか、無くなるというふうに肯定的に考えた人は5割に過ぎず、より陰湿になる、児童が保護施設に送られる、児童が永久に自宅に戻れなくなるなどのように否定的に考えていた人が、それぞれ2割ほどいたことから、これらの否定的な意識が申告を妨げているのではないかと指摘している（**허남순**, 2003）。

幼稚園教諭を対象に、児童虐待に関する知識と態度などと児童虐待の申告との関連を分析した研究では、児童虐待を疑った経験がある教諭は半数程度いたが、申告したのはそのうち2%に過ぎず、申告しなかった理由は、申告するほど深刻ではなかったから（28.8%）、確かな物的証拠がなかったから（26.3%）、親のしつけスタイルを誤解したかもしれないという恐れから（15.2%）などが、上位に上がっている。同研究では、その結果から、虐待を受けている児童の症状や影響、そして法律の正しい内容などを身に付ける必要があること、そのための教育が必要であることを指摘している（**김수정・이재연a**, 2013）。

小中校の教員、救急隊員、医師、看護師など申告義務者を対象とした **조윤정**（ジョ, ユンジョン）らの研究では、児童虐待予防教育に一度も参加した経験がない人が5割を超えており、被虐待が疑われる児童を発見した経験のある人が3割弱、そのうち、申告した人が4割であった。特に、小中高校の教員は、他の職群に比べて、教育の受講経験が少なく、児童虐待に関する知識や認識、申告意思も低かったことから、教員を対象とする教育の緊急性が指摘された。ただし、教育を受けた経験のある人は、ない人に比

べて申告意思は低かったが、実際の申告行動は高かったことから、教育経験が申告意思を低下させる要因を検討し、教育内容の見直しが必要であることも指摘されている(조윤정·신혜령, 2013)。

また, 김수정(キム, スジョン)らの研究では, 被虐待を疑った経験を持つ7割以上の小学校教員のうち, 申告したのは, 2割弱で, 8割強の教員は申告しておらず, 申告しなかった理由としては, 申告するほど深刻ではなかったから(28.1%), 虐待に関する確かな証拠がなかったから(22.1%), 申告することが児童や父母に否定的な影響を与えると考えたから(12.4%)などで, 申告などを含む虐待に関する知識不足や, 虐待を認識しながらも申告行動には繋がっていない現場の課題が, 依然として改善されていないことが明らかになっている。김らは, 教員が申告をためらうのは, 申告そのものが他人の家庭のことに介入, 干渉することとしてみなされる韓国の文化的な背景にあるのではないかと指摘し, これらの課題を改善できる持続的な教員研修が必要であると強調している(김수정·이재연b, 2013)。

한유미(ハン, ユミ)らは, 保育教職員は, 児童虐待に関する認識が高く, 防止のための努力を行っており, 認識が高いほど, 防止のための努力をしていることを明らかにしており(한유미·조명자, 2018), 幼稚園などの幼児教育従事者の多くは, 児童虐待に関連する知識度が高く, 現状を深刻に認識し, 虐待防止における教師の責任を強く認知しており, 関連教育を受けている教員ほど, 責任感が強いことや, 幼稚園教諭のほとんどは, 児童虐待を申告した場合, 関係機関における適切な対応を信頼していることを明らかにした研究(김현주·박미경, 2018)もみられる。

では, 将来教員を目指す学部や課程で教育を受けている大学生はどのように認識しているのだろうか。まず, 김주아(キム, ジュア)の研究では, 幼児教育学科の大学生の多くが, 教師における申告義務は知っているものの, 具体的な申告の手続きや方法については認識しておらず, 申告できる内容についても間違っただけで認識している場合が多かったことから, 児童虐待予防教育の必要性を指摘している(김주아, 2014)。また, 유홍옥(ユ, ホンオク)らは, 大学生に比べて教諭の方が, さらに, 教諭歴の長い人が, 児童虐待の事例を深刻に認知し, 申告についても積極的な態度であることが明らかになっており, 同研究では, これから教諭を目指している大学生や教諭歴の短い人を対象とした教育の実施の必要性を指摘している(유홍옥·유영의·이진희, 2013)。

本稿では, 以上のように申告義務者を対象とした研究を主に検討したが, いずれの研究においても, 被虐待児童を発見できる立場である児童虐待申告義務者の役割を非常に重視しており, だからこそ先行研究は, 申告義務者における知識と認識の大切さを指摘している。また, 近年の研究では, 児童と関連する職業に従事する人々の児童虐待に関する認識や知識が高まっていることを確認することができた。しかし, 申告の必要性を認識するものの, 実際に申告まで至らない現状も明らかになり, 申告しない・できない理由から現場の課題も見えてきた。また, 多くの人が児童虐待の現状を疑いながらも, 各家庭における親のしつけや, 他人の家庭への介入などの恐れから, 申告をためらっている現状も明らかになっており, ここでは, ある行為に対する申告義務者の認識, つまりしつけなのか, 虐待なのかという認識も, 早期発見と申告行動に影響を与える可能性が非常に高いことがうかがえた。

韓国には, 日本の「しつけ」にあたる表現として「訓育(フニユック)」という言葉があり, 子どもの訓育のために体罰などを行うことは, いわゆる「サランエメ(=愛のムチ)」として, 長い間, 容認されてきた⁽⁴⁾。しかし, 現在は, 虐待行為及びしつけと称する虐待行為を行い「児童福祉法」に違反したことで, 逮捕, 起訴される子どもの保護者が増えており, 虐待のみならず, しつけと称した虐待問題が深刻な社会問題になっている(李·吳·篠原, 2019)。

韓国におけるしつけと虐待に関する研究動向を探るために家族関連の研究論文誌を分析した오와이(オ·イ)は, 児童虐待に関する研究は, 1980年代末から始まっており, 現在は多様な内容で研究されているが, しつけと虐待についてともに論じた研究は見当たらなかったことを報告している(오정옥·이경원, 2015)。さらに, 後続研究において, 未就学児を持つ親を対象とした調査研究から, 母親の多くはしつけのための体罰は肯定するものの, それが子どもの心や体に傷を与える場合は虐待になると考えていること, また, 母親の多くは, しつけに対して不安と悩みを抱えていること, 自分が行っているしつけ行為が虐待にあたるのではないかと考え, しつけと虐待のはざままで悩む母親の様子を明らかにしている(李·吳·篠原, 2019)。

本研究では, 以上の先行研究を踏まえ, 韓国で教員養成課程に在学している大学生を対象としてしつけと虐待に関する認識を中心に分析する。

3. 調査方法及び調査概要

(1)調査方法と調査対象者の属性

本調査は、韓国の教員養成課程に在籍する大学生を対象に「しつけと虐待に関する大学生の意識調査」というタイトルの質問紙調査方法に基づいて実施した。2013年10月から12月の間に5校の国立大学の協力を得て、1,510部配布し、1,394部有効回収（有効回収率は92.3%）した。

調査対象者の属性をみると、性別では、女子が887人（63.8%）で、男子が504人（36.2%）である。1年生が458人（33.2%）、2年生が465人（33.7%）、3年生が349人（25.3%）、4年生が106人（7.7%）、住まいの形は、家族と同居している人が530人（38.1%）、1人暮らしが858人（61.7%）、その他が2人（0.1%）である。宗教を持っている人が512人（36.9%）、持っていない人が875人（63.1%）である。

分析において無回答はすべて除いた。

(2)主な質問項目と質問文

本調査で設定した質問項目は、調査対象者の属性（性別、年齢、学年、住まいの形、家族構成、志望する学校種、教育実習の経験有無など）、表2の23行為に対する認識、23行為に対する子どもの頃の経験の有無、しつけに伴う体罰についての意見、児童虐待に関する知識、情報に接した経験の有無、教育を受けた経験の有無などである。本調査で、しつけと虐待の認識と子どもの頃の経験の有無を問うために設定した質問項目は表2示す23行為と、表3に示す質問文である。本調査における23行為の設定については、李・安山（2002）、李・山下・津村（2012）を参照にしている。

表2 しつけと虐待に関連する23行為

番号	23行為	略語
1	子どもを大声で叱る	叱る
2	子どものお尻をたたく	尻をたたく
3	子どもの手をたたく	手をたたく
4	子どもの頭をたたく	頭をたたく
5	子どもの顔をたたく	顔をたたく
6	子どもの足を蹴る	足を蹴る
7	子どもの体をつねる	体をつねる
8	子どもに物を投げる	物を投げる
9	子どもにやけど（タバコ・マッチ・熱湯など）を負わせる	やけどを負わせる
10	整髪ではなく、子どもの髪を切る	髪を切る
11	子どもが泣いていても放っておく	泣いても放っておく
12	子どもに食事を与えない	食事を与えない
13	子どもをお風呂に入れない	風呂に入れない
14	子どもの下着を替えない	下着を替えない
15	子どもを一室（押し入れなど）に閉じ込める	一室に閉じ込める
16	子どもを家の外（ベランダなど）に出す	ベランダに出す
17	自分の娯楽のため、子どもを家に残したまま出かける	家に一人にする
18	自動車の中に子どもだけを乗せたままにする	車に一人にする
19	子どもを裸のままにしておく	裸のままにする
20	子どもに言葉による脅しをする	言葉で脅す
21	子どものことを無視する	無視する
22	他のきょうだいと差別的な扱いをする	きょうだいと差別する
23	子どもを学校に行かせない	学校に行かせない

表3 しつけと虐待に関する経験の有無と認識を問う3つの質問

<p>質問1：あなたは子どもの頃（中学校を卒業するまで）、母親や父親に以下のようなことをされたことがありますか。</p> <p>回答：「ある」、「ない」から1つ選択</p> <p>質問2：また、経験がある場合は、その時の気持ちについてもお答えください。</p> <p>回答：質問1で「ある」と答えた場合：「しつけだと思った」、「虐待だと思った」、「わからない」から1つ選択</p> <p>質問3：以下にあげている行為について、あなたの考えに近いものはどれですか。「しつけとして行ってよい」、「虐待になると思う」、「どちらともいえない」の中からあてはまるものに○をつけてください。</p> <p>回答：「しつけとして行ってよい」、「虐待になると思う」、「どちらともいえない」から1つ選択</p>
--

(3)調査の実施における倫理的配慮

本研究のための調査を実施するために韓国の教員養成大学の家族を専門にする担当教員に依頼する際、調査内容、本研究の背景と目的、プライバシー及び個人情報の保護、調査結果の公表などを記載した説明書を提示し、協力許可を得た。許可を得て調査を実施する際、調査対象者の全員に説明書を配布した。説明書には、本調査は、匿名調査であり、個人が特定されたり、その情報が漏れることはないこと、回答に強制性はなく、回答しなかったことによる不利益は生じないことなどを示し、倫理的配慮を行った。なおアンケートの回答をもって調査協力を同意したとみなした。

4. 結果

(1)しつけに伴う体罰についての考え

「子どものしつけのためには、時には体罰も必要である」という意見については、9割近くの大学生が、「そう思う」または「ある程度そう思う」と回答し、しつけのための体罰を容認していた。一方、しつけのつもりでも子どもの心を傷つけることや体を傷つけることについては、いずれも9割近い大学生が、同行為は虐待に当たると考えており、しつけのためには体罰も必要であると考えながらも、子どもを傷つけることはやはり虐待であると認識するなど、あいまいな認識をしていることが浮き彫りになった(表4)。

(2)23行為を父親、母親から受けた経験の有無とその時の気持ち

ここでは、表3に示した質問1と質問2の結果に基づいて簡単に説明したい。質問1の「あなたは子どもの頃(中学校を卒業するまで)、母親や父親に以下のようなことをされたことがありますか。」について、「ある」と答えた人に、質問2のその時の気持ちを振り返って答えてもらっている。用意した選択肢は、「しつけだと思った」、「虐待だと思った」、「わからない」である。

まず、表5に基づいて父親から受けた経験の有無

とその時の気持ちを確認しよう。大学生が子どもの頃、父親から受けた経験もっとも多かった行為は、「大声で叱られた」で、73.7%の大学生が経験している。次いで多かった経験は、「手をたたかれた」が4割弱、「尻をたたかれた」、「家に一人残された」、「泣いていても放っておかれた」などの行為で、2割から3割の大学生が経験している。大学生が子どもの頃、母親から受けた行為は、「大声で叱られた」で、85.4%の大学生が経験している。次いで多かったのは、「手、尻をたたかれた」、「ベランダなどに出された」、「泣いていても放っておかれた」、「家に一人残された」という行為で、3割前後の大学生が経験している。

父親や母親からそれらのことを受けた時にどのような気持ちだったのかを確認したところ、まず、父親から、「大声で叱られた」、「尻をたたかれた」、「手をたたかれた」経験がある大学生の8割以上が、「しつけと思った」と答えており、「ベランダに出された」、「食事を与えられなかった」、「泣いていても放っておかれた」経験がある人の5割以上が「しつけと思った」と答えていた。一方、「虐待だと思った」の回答が多かったのは、「裸のままにされた」、「閉じ込められた」、「物投げられた」、「顔たたかれた」などで、4割を超えている。さらに、「登校させてもらえなかった」、「足蹴られた」、「言葉で脅された」、「無視された」、「差別された」などの行為については、3割以上の人が「虐待だと思った」と答えている。

母親の場合もほぼ同様な結果が見られたが、いずれの行為に対しても、「虐待だと思った」と答えた人の割合は、父親に比べて少なく、「しつけと思った」と答えた人が多かった。

(3)23行為に対する認識

では、23行為について、どのように認識しているのだろうか(表6)。

「しつけとして行ってよい」と認識した学生が多かった行為をみると、「大声で叱る」、「手をたたく」が7割を超えている。「尻をたたく」行為については、5割以上の人が「しつけとして行ってよい」と認識

表4 しつけに伴う体罰についての考え(単位:人(%))

	そう思う	ある程度 そう思う	あまりそう 思わない	そう 思わない	合計
子どものしつけのためには、時には体罰も必要である	453 (32.6)	740 (53.2)	129 (9.3)	69 (5.0)	1,391 (100.0)
しつけのつもりでも、結果的に子どもの心を傷つけることは虐待に当たる	547 (39.4)	656 (47.2)	140 (10.1)	47 (3.4)	1,390 (100.0)
しつけのつもりでも、結果的に子どもの体を傷つけることは虐待に当たる	603 (43.4)	574 (41.3)	167 (12.0)	45 (3.2)	1,389 (100.0)

表5 23行為を父親、母親から受けた経験の有無と当時の気持ちの回想（単位：人（%））

	行為	誰から	ある	しつけと思った	虐待と思った	分からない
1	大声で叱られた	父親	1,017 (73.7)	805 (80.6)	53 (5.3)	141 (14.1)
		母親	1,177 (85.4)	966 (83.9)	33 (2.9)	153 (13.3)
2	尻をたたかれた	父親	407 (29.6)	327 (81.1)	26 (6.5)	50 (12.4)
		母親	604 (43.7)	491 (83.1)	29 (4.9)	71 (12.0)
3	手をたたかれた	父親	514 (37.3)	441 (87.0)	18 (3.6)	48 (9.5)
		母親	787 (57.1)	700 (91.0)	14 (1.8)	55 (7.2)
4	頭をたたかれた	父親	315 (22.8)	133 (42.8)	103 (33.1)	75 (24.1)
		母親	389 (28.1)	200 (52.5)	106 (27.8)	75 (19.7)
5	顔をたたかれた	父親	221 (16.0)	85 (38.8)	89 (40.6)	45 (20.5)
		母親	182 (13.2)	72 (40.7)	65 (36.7)	40 (22.6)
6	足を蹴られた	父親	124 (9.0)	50 (41.0)	47 (38.5)	25 (20.5)
		母親	128 (9.3)	63 (49.6)	36 (28.3)	28 (22.0)
7	体をつねられた	父親	70 (5.1)	38 (54.3)	8 (11.4)	24 (34.3)
		母親	257 (18.6)	158 (62.5)	28 (11.1)	67 (26.5)
8	物を投げられた	父親	195 (14.1)	61 (31.4)	79 (40.7)	54 (27.8)
		母親	234 (16.9)	81 (35.1)	74 (32.0)	76 (32.9)
9	やけどをさせられた	父親	5 (0.4)	1 (2.0)	0 (0.0)	4 (8.0)
		母親	4 (0.3)	0 (0.0)	1 (33.3)	2 (66.7)
10	髪を切られた	父親	16 (1.2)	8 (50.0)	4 (25.0)	4 (25.0)
		母親	29 (13.2)	9 (31.0)	8 (27.6)	12 (41.4)
11	泣いていても放っておかれた	父親	337 (24.5)	181 (54.7)	23 (6.9)	127 (38.4)
		母親	440 (31.8)	250 (58.7)	27 (6.3)	149 (35.0)
12	食事を与えられなかった	父親	48 (3.5)	25 (55.6)	2 (4.4)	18 (40.0)
		母親	119 (8.6)	54 (48.6)	14 (12.6)	43 (38.7)
13	風呂に入れてもらえなかった	父親	31 (2.2)	11 (40.7)	2 (7.4)	14 (51.9)
		母親	17 (1.2)	6 (37.5)	2 (12.5)	8 (50.0)
14	下着を替えてもらえなかった	父親	27 (2.0)	9 (38.1)	0 (0.0)	13 (61.9)
		母親	13 (0.9)	4 (36.4)	0 (0.0)	11 (63.6)
15	閉じ込められた	父親	21 (1.5)	6 (28.6)	9 (42.9)	6 (28.6)
		母親	34 (2.5)	13 (40.6)	9 (28.1)	10 (31.2)
16	ベランダなどに出された	父親	220 (15.9)	129 (61.4)	36 (17.1)	45 (21.4)
		母親	474 (34.3)	315 (68.5)	47 (10.2)	98 (21.3)
17	家に1人残された	父親	350 (25.4)	85 (26.2)	7 (2.2)	233 (71.7)
		母親	399 (28.9)	93 (25.1)	10 (2.7)	268 (72.2)
18	車に1人残された	父親	75 (5.4)	14 (20.9)	0 (0.0)	53 (79.1)
		母親	65 (4.7)	12 (21.1)	1 (1.8)	44 (77.2)
19	裸のままにされた	父親	21 (1.5)	4 (21.1)	9 (47.4)	6 (31.6)
		母親	37 (2.7)	12 (33.3)	15 (41.7)	9 (25.0)
20	言葉で脅された	父親	157 (11.4)	65 (42.5)	52 (34.0)	36 (23.5)
		母親	189 (13.7)	97 (53.3)	38 (20.9)	47 (25.8)
21	無視された	父親	200 (14.5)	48 (25.0)	68 (35.4)	76 (39.6)
		母親	229 (16.5)	67 (30.3)	65 (29.4)	89 (40.3)
22	差別された	父親	134 (9.7)	32 (24.8)	39 (30.2)	58 (45.0)
		母親	189 (13.7)	46 (24.7)	49 (26.3)	91 (48.9)
23	登校させてもらえなかった	父親	18 (1.3)	9 (50.0)	7 (38.9)	2 (11.1)
		母親	21 (1.5)	8 (38.1)	10 (47.6)	3 (14.3)

注：気持ちについては、父親、母親からそれぞれの行為を受けた経験があると答えた大学生のみに気持ちを確認している。

表6 23行為に対する認識 (単位:人 (%))

	行為	しついで行ってよい	虐待だと思う	どちらともいえない	合計
1	叱る	1,015 (73.1)	83 (6.0)	290 (20.9)	1,388 (100.0)
2	尻をたたく	775 (55.7)	305 (21.9)	311 (22.4)	1,391 (100.0)
3	手をたたく	1,043 (75.1)	179 (12.9)	166 (12.0)	1,388 (100.0)
4	頭をたたく	50 (3.6)	1,205 (86.6)	137 (9.8)	1,392 (100.0)
5	顔をたたく	18 (1.3)	1,284 (92.2)	91 (6.5)	1,393 (100.0)
6	足を蹴る	42 (3.0)	1,242 (89.3)	107 (7.7)	1,391 (100.0)
7	体をつねる	166 (11.9)	1,007 (72.4)	217 (15.6)	1,390 (100.0)
8	物を投げる	20 (1.4)	1,270 (91.2)	102 (7.3)	1,392 (100.0)
9	やけどを負わせる	1 (0.1)	1,364 (97.9)	28 (2.0)	1,393 (100.0)
10	髪を切る	43 (3.1)	1,243 (89.3)	106 (7.6)	1,392 (100.0)
11	泣いても放っておく	453 (32.6)	534 (38.4)	404 (29.0)	1,391 (100.0)
12	食事を与えない	161 (11.6)	1,066 (76.5)	166 (11.9)	1,393 (100.0)
13	風呂に入れない	19 (1.4)	1,149 (82.6)	223 (16.0)	1,391 (100.0)
14	下着を替えない	17 (1.2)	1,154 (82.9)	221 (15.9)	1,392 (100.0)
15	一室に閉じ込める	22 (1.6)	1,310 (94.0)	61 (4.4)	1,393 (100.0)
16	ベランダに出す	218 (15.6)	945 (67.8)	230 (16.5)	1,393 (100.0)
17	家に一人にする	106 (7.6)	753 (54.2)	531 (38.2)	1,390 (100.0)
18	車に一人にする	47 (3.4)	854 (61.6)	486 (35.0)	1,387 (100.0)
19	裸のままにする	14 (1.0)	1,282 (92.1)	96 (6.9)	1,392 (100.0)
20	言葉で脅す	107 (7.7)	1,102 (79.2)	182 (13.1)	1,391 (100.0)
21	無視する	84 (6.0)	1,080 (77.6)	228 (16.4)	1,392 (100.0)
22	きょうだいと差別する	43 (3.1)	1,089 (78.2)	260 (18.7)	1,392 (100.0)
23	学校に行かせない	32 (2.3)	1,204 (86.5)	156 (11.2)	1,392 (100.0)

表7 児童虐待に関する知識等 (単位:人 (%))

	知っている	知らない	合計
児童福祉法の児童虐待関連規定	413 (29.7)	977 (70.3)	1,390 (100.0)
教職員の申告義務規定	748 (54.1)	634 (45.9)	1,382 (100.0)

表8 児童虐待の定義に関する知識 (単位:人 (%))

	内容についてよく知っている	内容についてある程度知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	聞いたことはなく、内容も知らない	合計
身体的虐待	137 (9.9)	615 (44.4)	512 (36.9)	122 (8.8)	1386 (100.0)
性的虐待	143 (10.3)	576 (41.6)	527 (38.1)	138 (10.0)	1384 (100.0)
ネグレクト	107 (7.7)	525 (37.9)	600 (43.4)	152 (11.0)	1384 (100.0)
心理的虐待	101 (7.3)	484 (34.9)	605 (43.7)	195 (14.1)	1384 (100.0)

し、2割が「虐待と思う」と認識、2割が「どちらともいえない」と答えていた。9割以上が「虐待だと思う」と認識していたのは、「火傷を負わせる」、「一室に閉じ込める」、「顔をたたく」、「裸のままにする」の5行為、8割を超えるのは、「頭たたく」などの6行為である。一方、「泣いていても放っておく」、「家や車に一人にする」などの行為については、4割近い人が、「どちらともいえない」と答えている。

(4)児童虐待に関する知識等

表7には、児童虐待関連の法律等に関する教員養

成課程の大学生の認知度を示した。まず、「児童福祉法」における児童虐待禁止、予防と防止、申告などに関する規定を知っているかどうか確認したところ、知っていたのは3割に過ぎなかった。一方、児童虐待発見時における教職員の申告義務規定については、5割以上の人が、知っていると答えていた。

次いで、「児童福祉法」に定められている児童虐待の定義についての認知度を確認した。「内容についてよく知っている」と答えたのは、いずれの虐待行為に対しても1割程度、「ある程度知っている」を合わせても、5割前後の人が認知していた。「聞

いたことがなく、内容も知らない」と答えた人も1割いることが明らかになった。

(5) 児童虐待に関する情報に接した経験の有無等

児童虐待に関する情報に接した経験の有無をみると、経験がある人は681人(49.5%)、ない人は696人(50.5%)である。情報に接した経験がある人の多くは、その情報源として(複数回答)、テレビ(75.7%)、インターネット(61.0%)、新聞(52.8%)、映画(37.2%)、「書籍」(32.2%)、「学校の授業または講義」(32.6%)の順であった。情報に接した経験のある681名には、表9に提示する方法でそのきっかけを質問し、きっかけになったすべてを選んでもらった。その結果、「虐待に関する書籍や新聞、テレビ等を偶然みた」を選んだ人が97.2%で最も多く、その他のきっかけはいずれも少なかった。中には、本人や周りで虐待の経験があったことがきっかけであると答えた人もいた。

(6) 児童虐待に関する講義を受けた経験の有無等

児童虐待に関する講義を受けた経験の有無と講義を受けた後の気持ちについて質問した。講義を受けたことがあると答えた人は97人(7.0%)、ないと答えた人は1,143人(82.9%)で、138人(10.0%)が

覚えていないと答えており、ほとんどの学生が、児童虐待に関する講義を受けていないことが明らかになった。講義を受けた人は非常に少なかったが、表10に示した通り、児童虐待に関する知識は、将来教員として必要であり、教育を受けたことで教員として児童虐待防止に努める自覚が高まるなど、受講した人のほとんどは教育の必要性を認識していることが分かった。

(7) 「しつけと虐待」の認識と諸経験の有無との関連

最後に、大学生における「しつけと虐待」に関する認識は、先述した23行為に対して、子どもの頃に父親、母親から受けた経験や、しつけに伴う体罰についての意見、児童虐待情報に接した経験、講義受講の経験の有無と関連しているかをクロス集計に基づいて確認した(表11)。

その結果、母親、父親から23行為を受けた経験のある人は、受けたことがない人に比べて、それぞれの行為を「しつけとして行ってよい」と認識し、経験がない人は「虐待になる」と認識する傾向があること、体罰を容認する人は容認しない人に比べて、23行為を「しつけとして行ってよい」と認識する傾向があること、児童虐待に関する情報に接したり、

表9 情報に接したきっかけ(複数回答)(単位:人(%))

虐待に関する書籍や新聞、テレビ等を偶然みた	649 (97.2)
周りにしつけを理由に虐待をしている父母がいるから	24 (3.6)
周りに子どもを虐待している父母がいるから	16 (2.4)
私自身が親からしつけを理由に虐待された経験があるから	21 (3.1)
私自身が親から虐待を受けた経験があるから	10 (1.5)
普段から関心があったから	44 (6.6)
その他	26 (3.9)

表10 講義を受けた後の意見(単位:人(%))

	そう思う	やや そう思う	あまりそう 思わない	そう 思わない	合計
将来教員として必要な知識と思った	82 (84.5)	37 (13.4)	1 (1.0)	1 (1.0)	97 (100.0)
児童虐待を身近な問題に感じるようになった	48 (49.5)	37 (38.1)	10 (10.3)	2 (2.1)	97 (100.0)
教員として児童虐待防止に努めなければならないという自覚が高まった	71 (74.0)	22 (22.9)	2 (2.1)	1 (1.0)	96 (100.0)
実際に児童虐待を疑った時、正しい対応ができるか不安になった	38 (39.2)	44 (45.4)	12 (12.4)	3 (3.1)	97 (100.0)
日常生活において「これは児童虐待ではないか」と疑うようになった	26 (26.8)	43 (44.3)	24 (24.7)	4 (4.1)	97 (100.0)
教育実習やボランティアなどで学校園に行く時、子どもの様子をよく観察するようになった	28 (29.8)	47 (50.0)	18 (19.1)	1 (1.1)	94 (100.0)
学習前後で特に気持ちや行動に変化はなかった	8 (8.4)	23 (24.2)	39 (41.1)	25 (26.3)	95 (100.0)

表11 「しつけと虐待」の認識と子どもの頃の経験・情報経験・講義経験等との関連

		子どもの頃 母から受け た経験/認識	子どもの頃 父から受け た経験/認識	しつけのた めの体罰意 見/認識	情報に接し た経験/認識	講義受講経 験/認識
1	叱る	***	***	***		
2	尻をたたく	***	***	***		
3	手をたたく	***	***	***		
4	頭をたたく	***	***	***		
5	顔をたたく	***	***	*	*	
6	足を蹴る	***	***	***		
7	体をつねる	***	***	**		
8	物を投げる	***	***	**	*	*
9	やけどを負わせる	***	*		**	*
10	髪を切る	***	***			
11	泣いても放っておく	***	***	*	*	*
12	食事を与えない	***	***	*		*
13	風呂に入れない	***	**			
14	下着を替えない	***	***			
15	一室に閉じ込める	***				
16	ベランダに出す	***	***	***	**	*
17	家に一人にする	***	***			
18	車に一人にする	***	***	*		
19	裸のままにする	***	***			
20	言葉で脅す	***	***	**		*
21	無視する	***	***	*		
22	きょうだいと差別する	***	***			
23	学校に行かせない	*				

注1：23行為の認識とそれぞれの項目による関連をクロス集計による χ^2 検定を行い有意差のあるものを示した。

注2： * $p<0.05$ ** $p<0.01$ *** $p<0.001$

大学で講義を受けた経験のある人は、経験のない人に比べて、それぞれの行為を「虐待」として認識していることが明らかになった。一方、「児童福祉法」や教員の申告義務を認知しているかどうかと23行為に対する認識との関連はみられなかった（データは省略）。

4. おわりに

小中高等学校などの教員は、被虐待児童にいち早く気づくことができるとともに、教員の認識は、被虐待児童発見時（疑いも含め）の判断や対応にも影響を与える。また教員がしつけと虐待に関して間違った認識を持つ場合、虐待を受けている（疑いも含め）児童を発見することができなかつたり、発見した場合においても、適切な対応ができない可能性もある。被虐待児童を発見するのは、教員歴とは相関しないために教員になる前から虐待に関する認識を正しく持つことが必要である。

本研究では、韓国の教員養成課程の大学生におけるしつけと虐待に関する認識を明らかにするとともに、しつけと虐待に関する認識は、子どもの頃の経

験、虐待に関連する教育を受けた経験や知識の有無等と関連するかを探ることを目的として、質問紙調査を行い、分析した。

分析の結果、本稿で設定した23行為のうち、7割以上の大学生が「しつけとして行ってよい」と認識した行為は、「大声で叱る、手をたたく」の2行為、7割以上が「虐待になる」と認識した行為は、「やけどを負わせる、一室に閉じ込める」などの16行為であること、大学生の多くは、しつけに伴う体罰を容認しながらも、その行為が子どもの心や体を傷つける場合は虐待になると考えており、子どもの頃、親から受けた経験がある行為をしつけとして容認する傾向があることが明らかになった。

そのような認識は、子どもの際の経験、例えば、父親、または母親から受けた経験の有無と関連があることが示された。特に、子どもの頃親から叩かれた経験がある大学生は、しつけに伴う体罰を容認する傾向がみられ、さらに、しつけに伴う体罰を容認する大学生は、容認しない大学生に比べて、23行為に対しても「しつけとして行ってよい」と考える傾向が明らかになった。

一方、虐待に関する情報に接したり、大学で講義を受けた経験のある学生は、経験のない学生に比べて、虐待に関する認識が高い傾向がみられた。つまり、大学で児童虐待に関する教育を受けていた大学生は少なく7%にすぎなかったものの、教育を受けた大学生は23行為を虐待として認識する傾向がみられるとともに、児童虐待に関する知識は教員にとって必要な知識であると考えており、教育効果についても肯定的に考えていた。本研究においても、先行研究の指摘同様、教育の重要性と必要性を確認することができた。

したがって、教員養成課程を設置している大学は児童虐待に関連する科目を必修化する必要があり、児童虐待防止教育を全員が履修できるようにカリキュラムを設定する必要があると考える。

最後になるが、本調査は実施後すでに10年も経過しており、そのためデータとしては少し古い。しかし、先述したように教員養成課程に在学する大学生を対象とする「しつけと虐待」に関する認識を問う調査研究、さらに、子ども期における経験とその認識などを問う調査研究は、現在も見当たらない。

今後、教員養成課程に属する大学生を対象に同様な調査を実施する予定であり、その比較の面においても、本報告は有効であると思われる。

注

- (1)法律で定められている「申告」という言葉は、日本の「通告」に当たる。本稿では、韓国の法律を踏まえて、すべて「申告」を用いる。
- (2)「児童福祉法」の2000年改正時に第26条（児童虐待申告義務と手続き）において「非申告義務者」と「申告義務者」が明示された。「非申告義務者」とは、すべての人を対象としており、「申告義務者」とは、小・中等教育法、医療法、乳幼児保育法などの法律に定められている子どもと関連する仕事に従事する人々や児童福祉施設、家庭暴力関連相談所、家庭暴力被害者保護施設など、施設関連従事者などを対象としている。2005年には、第26条の2に「児童虐待申告義務者教育」が新設され、関係中央行政機関の長は、「申告義務者」に該当する者の資格取得教育課程において児童虐待予防及び申告義務と関連した教育内容を含まなければならないことが定められた。2014年の「児童虐待処罰法」制定において、第10条「児童虐待申告義務と手続き」が定められ、「非申告義務者」、「申告義務者」とともに、児童虐待犯罪発見時のみでなく、その疑いがある場合においても申告（できる）するようになった。同時に「児童福祉法」の改正

も行われ、第26条の「児童虐待申告義務と手続き」規定は「児童虐待処罰法」に移動し、「児童福祉法」には「児童虐待申告義務者に対する教育」のみが規定された。2023年現在施行されている「児童虐待処罰法」では、「申告義務者」は、職務を遂行する中で児童虐待犯罪を知る場合やその疑いがある場合は、諸関係機関に直ちに申告することが義務化されており、その対象も拡大されている。申告義務者と非申告義務者を具体的に上げると、「申告義務者」は、「児童虐待処罰法」第10条「児童虐待申告義務と手続き」に規定されている者で、施設従事者、教員、医療者、塾及び教習所従事者、消防救急隊員、児童福祉施設従事者、障がい者福祉施設従事者、保育施設従事者、幼稚園従事者、性売買被害支援及び相談所従事者、ひとり親家族福祉相談所及び福祉施設従事者、家庭暴力相談所及び被害者保護施設従事者、社会福祉専門公務員などである。「非申告義務者」は、児童本人、父母、隣人・友人、親族、警察、宗教関連者、社会福祉関連従事者、見知らぬ他人、匿名、兄妹・姉妹、その他などである。2023年現在、「児童虐待処罰法」は、2021年3月16日改正・施行、「児童福祉法」は、2020年12月29日改正、2022年7月1日施行になっている。

- (3)「申告義務者」の増加、「非申告義務者」の減少の背景として考えられるのは、「申告義務者」の対象範囲が拡大したこと、資格取得及び補充研修において、児童虐待防止及び予防のための教育が義務化されたことなどによると思われる。
- (4)韓国では、2021年1月の国会本会議において民法915条に規定されていた「懲戒権」を削除することが決まり、2021年1月26日に削除された。子ども体罰の法的根拠としてみなされていた懲戒権は1958年に制定（施行1960年）されたが、60年ぶりに削除されることになり、親の子どもに対する体罰が禁止された。

付記

本研究は、「平成24～26年度文部科学研究補助金基盤研究（C）課題番号：24500898 研究課題：しつけと虐待に関する意識と実態—韓国の教員養成課程の大学生の比較研究—」（研究代表者：李璟媛）による研究成果の一部である。また、本研究は、国際家政学会（IFHE 2016 World Congress, August, 2016 in Daejeon, Korea, “The recognition of discipline and abuse in university students of the faculty of education in Korea and Japan”, Kyoung Won LEE, Jeong Ok OH, Misa MORITA）におけ

る発表内容のうち、韓国大学生の研究のみを用いた。

引用文献 (本文における引用順)

日本語文献

李璟媛・吳貞玉・篠原久枝, 2019, 「しつけと虐待に関する意識と実態—韓国の未就学児の親調査に基づいて」岡山大学大学院教育学研究科編『研究収録』172: 23-34

李璟媛・安山美穂, 2002, 「どこまでが『しつけ』でどこからが『虐待』なのか—実態調査に基づく推定の試み」『宮崎大学教育文化学部紀要 (芸術・保健体育・家政・技術)』7: 1-19

李璟媛・山下亜紀子・津村美穂, 2012, 「しつけと虐待に関する認識と実態—未就学児の保護者調査に基づいて」『日本家政学会誌』63 (7): 379-390

韓国語文献

이재연, 김지윤 (イ, ジェヨン・キム, ジュン, 2002, 「보육교사의 아동학대에 대한 인식 및 발견경험에 대한 연구」『한국영유아보육학』28, 1-18 (「保育教師の児童虐待に対する認識及び発見経験に関する研究」『韓国乳幼児保育学』)

김소연, 윤혜미 (キム, ソヨン・ユン, ヘミ), 2003, 「보육교사의 아동학대 인식과 신고의무에 대한 태도」『생활과학논총』7-1, 27-46 (「保育教師の児童虐待認識と申告義務に対する態度」『生活科学論叢』)

정채옥 (ジョン, チェオク), 2002, 「보육교사의 아동학대에 관한 인식 연구」『한국영유아보육학』30, 298-325 (「保育教師の児童虐待に関する認識研究」『韓国乳幼児保育学』)

허남순 (ホォ, ナムスン), 2003, 「아동학대 신고의무자들의 아동학대에 대한 인식과 신고 행동에 영향을 주는 요인에 대한 연구」『한국사회복지학』53, 209-230 (「児童虐待申告義務者たちの児童虐待に対する認識と申告行動に影響を与える要因に関する研究」『韓国社会福祉学』)

김수정・이재연 (キム, スジョン・イ, ジェヨン), 2013 a, 「유아교사의 아동학대 신고 의도에 영향을 미치는 요인」『아동과 권리』17-2, 205-228 (「幼児教師の児童虐待申告意図に影響を与える要因」『児童と権利』)

조윤정・신혜령 (ジョ, ユンジョン・シン, ヘリョン), 2013, 「아동학대 신고의무자의 아동학대 신고

경험과 인식에 관한 차이 및 신고행동의 영향요인 연구」『한국아동복지학』44, 213-237 (「児童虐待申告義務者の児童虐待申告経験と認識に関する差異及び申告行動の影響要因研究」『韓国児童福祉学』)

김수정 이재연 (キム, スジョン・イ, ジェヨン), 2013b, 「초등학교교사의 아동학대 신고 의도 및 행동에 영향을 미치는 요인」『아동학회지』34-3, 39-58 (「小学校教師の児童虐待申告意図及び行動に影響を与える要因」『児童学会誌』)

한유미・조명자 (ハン, ユミ・ジョ・ミョンジャ), 2018, 「보육교직원의 아동학대 인식과 아동학대 방지노력에 관한 연구」『아동과 권리』22-2, 145-162 (「保育教職員の児童虐待認識と児童虐待防止努力に関する研究」『児童と権利』)

김현주・박미경 (キム, ヒョンジュ・パク, ミキョン), 2018, 「유아교사의 아동학대 신고의도 영향 요인」『아동과 권리』22-2, 127-144 (「幼児教師の児童虐待申告意図影響要因」『児童と権利』)

김주아 (キム, ジュア), 2014, 「예비교사의 아동학대 신고 및 신고의무제에 대한 인식 연구」『문화교류연구』3-3, 99-125 (「予備教師の児童虐待申告及び申告義務制に対する認識研究」『文化交流研究』)

유홍욱・유영의・이진희 (ユ, ホンオク・ユ, ヨンイ・イ, ジニ), 2013, 「예비·현직보육교사의 아동학대 심각성 및 신고의 효과성, 신고 저해요인에 대한 인식조사」『한국보육학회지』13-3, 241-247 (「予備, 現職保育教師の児童虐待深刻性及び申告の効果性, 申告阻害要因に対する認識調査」『韓国保育学会誌』)

오정옥・이경원 (オ, ジョンオク・イ, キョンウォン), 2015, 「미취학아동 부모가 인식하고 경험하는 훈육과 학대에 관한 연구」『한국가족복지학』20-2, 247-271 (「未就学児の父母が認識し経験する訓育と虐待に関する研究」『韓国家族福祉学』)

統計資料

保健福祉部・1391中央児童虐待予防センター, 2002, 『全国児童虐待現況報告書2001年』

保健福祉部・中央児童保護専門機関, 2012, 『2011全国児童虐待現況報告書』

保健福祉部・中央児童保護専門機関, 2018, 『2017全国児童虐待現況報告書』

保健福祉部, 2022, 『2021児童虐待主要統計』